

五泉市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

五泉市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 . . .	1
2. 目標 . . .	2
3. 計画の期間 . . .	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . .	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . .	6

* ここでいう教育職員とは、「校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭及び常勤講師」を示す。

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教育職員一人一人が児童生徒とじっくり向き合い、心を通わせた教育活動を推進する、いわば教育活動の質の向上のために、教育職員の物理的・心理的負担を軽減し、健康な心身で教育にやりがいを持てるような職場環境を実現することを目的とする。

(2) 五泉市の現状

- 本市では、令和3年3月に、所管内学校の教育職員の在校等時間上限に関する方針として、「五泉市立小中学校の教員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- これまでの取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月45時間を上回る職員の割合	月80時間を上回る職員の割合
五泉市小学校	20.6%	0.9%
下越管内小学校	23.2%	1.2%
五泉市中学校	49.7%	11.6%
下越管内中学校	38.8%	7.7%

*下越管内は新潟市を除く10市町村の結果

- 時間外在校時間等が45時間を超える割合は、本市小学校で20.6%（下越管内比2.6%の減）、本市中学校で49.7%（下越管内比10.9%の増）となっている。小中学校ともに、年を経るごとに漸減傾向にはあるが、中学校の時間外勤務者が依然多い状況にある。下越管内で比べても中学校教育職員の超過勤務が目立つ。
- 令和6年度のストレスチェックにおいて、当市受検職員の高ストレス者の割合は9.5%で、中学校で高い傾向にあった。7年度の割合は13.7%で、逆に小学校で高い傾向となった。
- 2か年のストレスチェック結果から、ストレス要因として、小中学校ともに「対処困難な児童・生徒への対応」「事務的な業務量」「保護者対応」が高い傾向にある。小学校では「人間関係」、中学校では「部活指導」も高い傾向にある。
- 本市では、教頭・教諭・事務職員といった職種による違いというよりも、学校間較差（規模の大きい学校で超過勤務時間が多い傾向）や、校務分掌

(含む部活動顧問)と生徒指導上の諸課題に係る対応の多寡が超過勤務時間に影響を及ぼしている。

- ・ 小・中学校とも、就労時間とストレスの関係について、就労時間が長くなるに従いストレスは上昇している。高ストレスの状態が持続することは、心の健康にとって良い状況とは言えない。
- ・ 令和7年度も、事務的な業務、校務分掌や生徒指導上の諸課題に関連する業務の負担感が大きくなっており、勤務時間外の業務削減を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必須である。
- ・ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において、達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を令和11年度末に100%にする。

	R6	R8	R9	R10	R11
小学校	79.4%	87.0%	93.0%	97.0%	100%
中学校	50.3%	66.0%	79.0%	90.0%	100%

- ② 1年間における時間外在校等総時間数を市平均で360時間程度にする。

	R6	R8	R9	R10	R11
小学校	580時間	500時間	450時間	400時間	360時間
中学校	700時間	600時間	520時間	440時間	360時間

- ③ 教育職員個々が(自己申告評価シートに掲げる)超過勤務時間削減目標について、達成する割合を毎年度90%以上にする。

*自己目標は、令和11年度末に①②が達成可能になるための数値目標とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間年次有給休暇の平均取得日数を10日以上。 【6年度：7日】

- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合は毎年10%以下。

【7年度：13.7%】

* ストレスチェックは、令和10年5月までに、学校の規模にかかわらず、全ての学校においてストレスチェックの実施が義務化となる。

- ③ 教育活動に生き生きと取り組み、働き甲斐を実感できているとする教育職員の割合が常に9割以上になることを目指す。

*実感度合評価を自己申告評価シートに明記する。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の実施事項として、以下の内容に取り組む。特に、8年度重点実施項目については★印とする。

ただし、実効性の少ない項目については、現場の実態・要望を踏まえ、年度ごとに結果を検証し、加除訂正を加える。また、以下の内容にないものでも、各学校で目的にかなう取組は積極的に行うこととする。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・ 学校は、地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が登下校する時間の見直しを推進する。五泉市地域学校協働本部（含む 学校運営協議会）が中心となって、保護者・地域住民による、バスの乗降見守りを含めた通学路の見守り活動を推進する。
- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、地域の自治会等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・ 市教育委員会は、給食費以外の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の現状を踏まえた上で、学校事務共同実施運営協議会と協力しながら実施の可否を検討する。
- ◆ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
 - ・ 市教育委員会は、各校の地域交流活動や学校行事、学習ボランティア等、広報活動を含め、保護者・地域住民の積極的な参画を推進するた

めの連絡調整を、地域学校協働本部（含む学校運営協議会）が中心となって進めるよう依頼する。

- ★ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・ 市教育委員会は、苦情等に対応する相談窓口を設置し、積極的にかかわり支援を進める。また、保護者・地域へ窓口を周知するとともに、どのような行為や要求が過度な要求になるのか具体例を示す。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・ 市教育委員会は、校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ◆ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守管理（「3分類」⑧関係）
 - ・ 市教育委員会は、各校への支援も含めて、外部委託機関との連携充実を深める。
- ★ 学校プールの施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・ 市教育委員会は、学校プールの管理業務について、プール授業の実施内容を鑑み、プール設備・設置の方向について検討を進める。
- ◆ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑩関係）
 - ・ 学校は、輪番制等により、地域学校協働本部の支援・参画を促す。
*参加支援員の事故等、有事の補償を確立した上で
- ◆ 校内清掃（「3分類」⑫関係）
 - ・ 学校は、児童生徒への清掃指導について、各校の実態に合わせ、地域学校協働本部の支援を得て実施するとともに、回数や範囲の合理化、機器の活用を継続する。*参加支援員の事故等、有事の補償を確立した上で
- ★ 部活動（「3分類」⑬）関係）
 - ・ 市教育委員会は、令和8年度末までに、休日は全ての部活動を地域に展開することを実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化（令和8年度は週4日、2時間以内）を確実に進めるとともに、部活動指導員の配置拡充を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・ 市教育委員会は、授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフの配置を進めることと、学校は、校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

- ◆ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）
 - ・ 学校は、関係機関との日程調整や物品の準備等について、スクールサポートスタッフや地域学校協働本部との協働を促進する。
- ◆ 進路指導の準備（「3分類」⑱関係）
 - ・ 学校は、キャリア教育や進路先に関する情報収集等について、スクールサポートスタッフや地域学校協働本部との協働を促進する。
- ★ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
 - ・ 学校は、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・ 市教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を年2回実施する。学校は、関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもとで生徒指導支援が行える体制を構築する。
 - ・ 教育委員会は、医療的ケア看護職員、介助員、学習指導補助員、スクールカウンセラーやSSWの派遣を引き続き進める。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ★ 学校は教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小1は年間956単位時間、小2は1016単位時間、小3は1051単位時間、小4以上は年間1086単位時間以上）編成されている場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ★ 学校は、当初のねらいが形骸化し十分な教育効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ★ 市教育委員会は、デジタル技術の活用により、会議及び出退勤管理など校務の効率化を進める。
- ★ 市教育委員会は、勤務時間外の電話対応について、より負担軽減につながる方法を検討し、実施する。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ◆ 市教育委員会は、3か月ごとに1箇月時間外在校等時間が平均80時間を超えた教育職員に指導主事あるいは医師による面接指導を実施する。

- ◆ 学校は、11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ◆ 全ての学校は、ストレスチェック実施率を令和 10 年 5 月までに 100% にし、実施後の集団分析の結果等を活用して職場改善を推進する。
- ◆ 市教育委員会に、心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ★ 市教育委員会は、令和 8 年度中に、学校における定時退校日を月 1 回以上設定するよう推進する。また、夏季休業期間中に、その年の暦に応じて 3～5 日間の一斉閉校日の設定を行う。
- ★ 早出遅出勤務制度、テレワークの導入について令和 8 年度中に現場の意見を聴取しながら、実施の可否を検討する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ★ 市教育委員会は、取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握・評価し、毎年度、五泉市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ★ 市教育委員会は、各校の地域学校協働本部（含む 学校運営協議会）と、この計画推進について共通理解を図り、一層の連携・支援体制を整える。
- ★ 市教育委員会は、時間外在校等時間にかかる目標の達成状況について、本市で現状導入している出退勤管理システム及び自己申告シートで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ◆ 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ◆ 市教育委員会は、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ★ 市教育委員会は、保護者地域の理解を促進するため、首長部局と連携し保護者や地域に対して、本市における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ★ 市教育委員会は、計画実現のために、県教育委員会や五泉市へ必要な予算及び人員の確保を粘り強く要望する。